

盛岡市立玉山小学校 いじめ防止基本方針

I いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域及び関係機関の協力を得ながら、社会総がかりで対峙するということが必要である。また、いじめの問題の解決には、児童にいじめを絶対許さないという意識と態度を育てることが大切である。

こうした中、本校では、学校教育目標に掲げる『豊かな心で 思いやりのある子ども』を育むことにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての児童が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法 第2条】

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは、人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは、人間関係のトラブルを端緒としているため、加害側・被害側の両方の児童生徒並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは、学校・家庭・地域社会など、全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

4 いじめの態様

【物理的な攻撃】

- ・遊びのふりをして叩かれたり蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・隠されたり壊されたり等、金品に異状を与えられる

【心理的な攻撃】

- ・仲間はずれ、無視
- ・悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられたり、されたりする
- ・パソコンや携帯電話等での誹謗中傷

Ⅱ いじめの未然防止のための取組

1 認め合える雰囲気のある学校・学級・授業づくり

学校生活の大半を占める授業時間を中心に、人権尊重の意識をもって認め合える雰囲気のある集団作りの上に、全ての教育活動を行う。

2 自己有用感を獲得できる諸活動の工夫

運動会や学習発表会等の行事はもとより、異学年交流や体験学習等を通して、他者との絆づくりを進め、自分が集団の役に立っている、周囲から認められている等、自己有用感、自己肯定感を高める活動を行う。

・学校行事 ・委員会活動 ・全校活動 ・体験学習

3 児童の意識向上

- ・ 児童自らが「いじめは許されない」という意識をもち、意図的なものでなくても他者を傷つけてしまうことが誰にでもあることを理解させる。
- ・ 自分も友達も共にかけがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接しようとする意識をもたせる。
- ・ 児童会活動として、いじめの防止のためにどのように関わっていくか、児童主体で考える活動に取り組む。具体的には、児童会開きでの学校のルール確認、ぽかぽかの実の取組（各学級の帰りの会で友達のよさ、嬉しかったことを発表）等で友達を大切する気持ちを育む。
- ・ 学校生活における課題を話し合っ解決する活動を通して、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を超えて合意形成をする言語能力・コミュニケーション能力の育成を図る。

4 教職員・保護者の対応

- ・ 全教職員で全校児童を指導する意識をもち、いじめの防止や早期発見に努めると共に、いじめ問題に対して組織的に対応をする。
※ いじめ問題に対する意識向上のため、全教職員が『いわて「いじめ問題」防止・対応マニュアル』『盛岡市立玉山小学校 いじめ防止基本方針』で確認する。（偶数月の職員会議）
- ・ 4月実施のPTA総会時に保護者にも本方針を説明し、学校と家庭で連携したいじめ対応について確認する。

Ⅲ いじめの早期発見のための取組

1 児童の些細な変化を見逃さない

2 定期的な教育相談の実施

- ・ 毎月1日を「安心・安全・相談の日」とし、心のチェックシート「いまのきもち」を実施
（4・5・7・9・12・1・3月 計7回 担当：生徒指導主事 実施・面談：担任）
- ・ 生活アンケートの実施（学期に1回 6・10・2月 計3回 担当：生徒指導主事 実施・面談：担任）
- ・ いじめアンケートの実施（11月 保護者も記入 担当：生徒指導主事）
- ・ スクールカウンセラーとの教育相談（全員 担当：副校長）

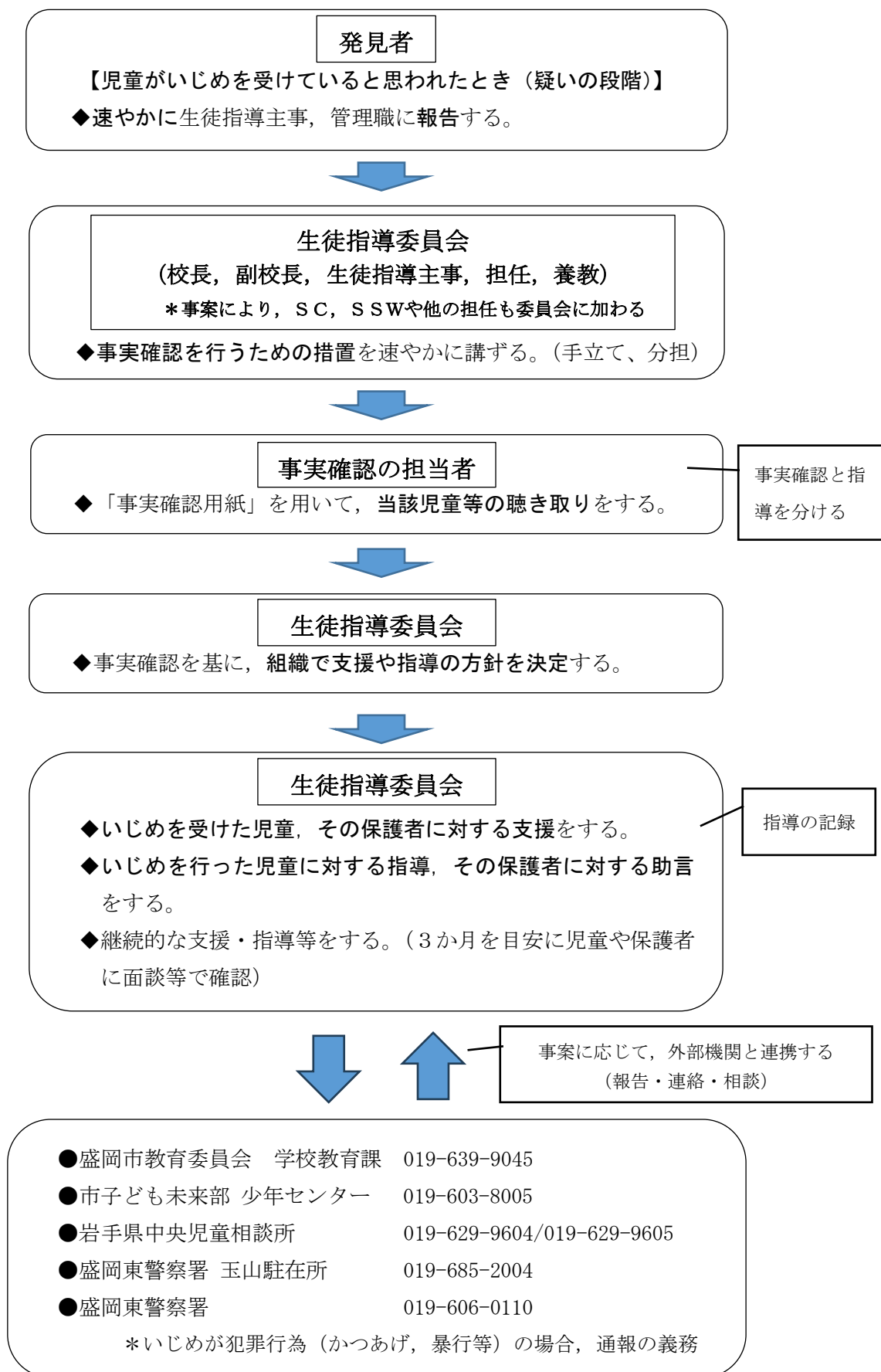
3 児童の変化を共有する

職員会議における情報交換以外にも、児童の情報を共有する。

4 記録の引き継ぎ・保存をする（保存期間：5年間ただし在学中は保存する 担当：生徒指導主事）

IV いじめの問題に対する早期対応

1 基本的な対応フローチャート



2 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた児童に対して、自分の問題としてとらえさせる。
- (2) 学級や全校で話し合いをして、いじめは絶対許されない行為であり、学校から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての児童が集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるよう、教職員全員で支援する。

3 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、被害の拡大を避けるため盛岡市教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に通報し、適切な援助を求める。(通報の義務)
- (3) インターネットの利用環境について、家庭の協力を求める。

V 重大事態への対処

1 重大事態の定義

- (1) いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- (2) いじめにより児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- (3) 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき

2 重大事態の報告

- (1) 重大事態発生(疑い)の報告 → 学校設置者(盛岡市教育委員会)へ
- (2) 事実関係の調査結果の報告 → 学校設置者・児童と保護者へ

3 重大事態の調査

- (1) 生徒指導委員会を中心に、全教職員体制で事実関係を速やかに明確にする。
- (2) 重大事態の性質・場合に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を図る。
- (3) 被害児童・保護者に対して調査方針の説明を行う。
- (4) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (5) 調査結果を学校の設置者に報告する。
- (6) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。(個人情報に配慮する)
- (7) いじめを行った児童に対する(毅然とした)指導、その保護者に対する助言を行い、保護者の協力も得ながらいじめを止めさせる。
- (8) いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (9) いじめ問題対策委員会で、再発防止策をまとめ、学校をあげて再発防止に取り組む。

附則

本方針の一部改正のうえ、令和7年4月1日より施行する。